

技能実習計画の認定申請の添付書類一覧

(6-1)

番号	必要な書類	様式番号	技能実習の区分						留意事項
			A (1号イ)	B (2号イ)	C (3号イ)	D (1号ロ)	E (2号ロ)	F (3号ロ)	
1	申請者の概要書	参考様式第1-1号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、法人ごとに1枚ずつ作成すること。
2	登記事項証明書	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
3	直近2事業年度の貸借対照表の写し	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	直近の事業年度で債務超過がある場合、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類の提出も必要。
4	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
5	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し		○1	○1	○1	○1	○1	○1	税務署の受付印があるものに限る。
6	直近2事業年度の法人税の納税証明書	申請者が法人の場合	○1	○1	○1	○1	○1	○1	納税証明書「その2」の所得金額の証明の提出が必要。
7	役員の住民票の写し	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	<ul style="list-style-type: none"> ・役員全員分の提出が必要(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者でない旨について申請者が確認し、誓約したもの。様式は機構HPを参照)の提出でも可) ・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載があるもの。 ・外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。

(注) 技能実習の区分の欄のうち、

◎印は、必ず提出が必要なもの

○1印は、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更(経年による変更を除く)がない場合に提出が不要なもの

○2印は、過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更(経年による変更を除く)がない場合に提出が不要なもの

△印は、実習先変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの

×印は、提出が不要なもの

技能実習計画の認定申請の添付書類一覧

(6-2)

番号	必要な書類	様式番号	技能実習の区分						留意事項
			A (1号イ)	B (2号イ)	C (3号イ)	D (1号ロ)	E (2号ロ)	F (3号ロ)	
8	申請者の住民票の写し	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名の記載があるもの。 ・外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
9	直近2年度の納税申告書の写し	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
10	技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-22号	◎	○2 △	○2 △	◎	○2 △	○2 △	
11	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-30号	◎	○2 △	○2 △	◎	○2 △	○2 △	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる場合に提出が必要。
12	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○1	○1	◎	○1	○1	複数の法人が申請者となり共同で技能実習を行わせようとする場合に提出が必要。
13	技能実習生の推薦状	参考様式第1-23号	×	×	×	◎	○2	○2	
14	再度同じ段階の技能実習を行う理由書	様式自由	◎	◎	◎	◎	◎	◎	過去に同じ段階の技能実習を行ったことがある場合で再度技能実習を行おうとする場合に提出が必要。
15	技能実習計画における業務内容、使用する素材・材料、機械設備、製品等の例など技能実習の内容を明らかにする資料として、写真付きの工程表(フローチャート)	様式自由	○1	×	×	○1	×	×	移行対象職種・作業でない場合に提出が必要。
16	技能実習生の申告書	参考様式第1-20号	◎	○2	○2	◎	○2	○2	
17	技能実習生の履歴書	参考様式第1-3号	◎	○2	○2	◎	○2	○2	

(注) 技能実習の区分の欄のうち、

◎印は、必ず提出が必要なもの

○1印は、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更(経年による変更を除く)がない場合に提出が不要なもの

○2印は、過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更(経年による変更を除く)がない場合に提出が不要なもの

△印は、実習先変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの

×印は、提出が不要なもの

技能実習計画の認定申請の添付書類一覧

(6-3)

番号	必要な書類	様式番号	技能実習の区分						留意事項
			A (1号イ)	B (2号イ)	C (3号イ)	D (1号ロ)	E (2号ロ)	F (3号ロ)	
18	外国の所属機関による証明書（企業単独型技能実習）	参考様式第1-12号	◎	○2	○2	×	×	×	
19	外国の所属機関の概要書（企業単独型技能実習）	参考様式第1-11号	◎	○2	○2	×	×	×	
20	同種業務従事経験等証明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-27号	×	×	×	◎	○2	○2	
21	外国の所属機関による証明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-28号	×	×	×	◎	○2	○2	技能実習生が本国を出国する時点で所属している勤務先がある場合に提出が必要。
22	外国の事業所が登記・登録されていることを証する公的な書類	-	◎	○1	○1	×	×	×	規則第2条第1号に該当することを立証する場合に提出が必要。
23	1年以上の取引期間又は過去1年間に10億円以上の取引額があることを証する信用状及び船荷証券（航空貨物運送状を含む。）の写し	-	◎	○1	○1	×	×	×	規則第2条第1号に該当することを立証する場合に提出が必要。
24	外国の準備機関の概要書及び誓約書	参考様式第1-13号	◎	○2	○2	◎	○2	○2	所属機関（勤務先）以外に技能実習の準備に関与する機関（入国前講習の実施機関、手続の代行機関）がある場合に提出が必要。
25	技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書	参考様式第1-10号	×	×	×	◎	○2	○2	
26	技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書	参考様式第1-21号	×	×	×	◎	○2	○2	
27	申請者の誓約書	参考様式第1-2号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
28	監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る契約書又はこれに代わる書類の写し	様式自由	×	×	×	○1	○1	○1	契約書に代わる書類として、監理団体（組合）と実習実施者（組合員）との関係を規定している書類（監理団体が定めた技能実習に関する事業に係る規約及び当該規約に実習実施者が組合員として服することが分かる書類）の提出も可能。
29	団体監理型技能実習生と取次送出機関との間の技能実習に係る契約書の写し	様式自由	×	×	×	◎	○2	○2	

（注）技能実習の区分の欄のうち、

◎印は、必ず提出が必要なもの

○1印は、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

○2印は、過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

△印は、実習先変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの

×印は、提出が不要なもの

技能実習計画の認定申請の添付書類一覧

(6-4)

番号	必要な書類	様式番号	技能実習の区分						留意事項
			A (1号イ)	B (2号イ)	C (3号イ)	D (1号ロ)	E (2号ロ)	F (3号ロ)	
30	技能実習責任者の履歴書	参考様式第1-4号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
31	技能実習責任者の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類（健康保険等の被保険者証などの写し）	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
32	技能実習責任者の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
33	技能実習指導員の履歴書	参考様式第1-6号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
34	技能実習指導員の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類（健康保険等の被保険者証などの写し）	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
35	技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-7号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
36	生活指導員の履歴書	参考様式第1-8号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
37	生活指導員の社会保険・労働保険の加入状況を証する書類（健康保険等の被保険者証などの写し）	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
38	生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-9号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
39	技能実習のための雇用契約書の写し	参考様式第1-14号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
40	雇用条件書の写し	参考様式第1-15号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
41	技能実習生の報酬に関する説明書	参考様式第1-16号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
42	宿泊施設の適正についての確認書	参考様式第1-17号	◎	○1 △	○1 △	◎	○1 △	○1 △	
43	徴収費用の説明書	参考様式第1-18号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
44	技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書	参考様式第1-19号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

(注) 技能実習の区分の欄のうち、

◎印は、必ず提出が必要なもの

○1印は、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

○2印は、過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

△印は、実習先変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの

×印は、提出が不要なもの

技能実習計画の認定申請の添付書類一覧

(6-5)

番号	必要な書類	様式番号	技能実習の区分						留意事項
			A (1号イ)	B (2号イ)	C (3号イ)	D (1号ロ)	E (2号ロ)	F (3号ロ)	
45	入国前講習実施（予定）表	参考様式第1-29号	◎	×	×	◎	×	×	技能実習生に対し、外国で1か月以上、かつ、160時間以上の入国前講習を実施し、入国後講習の時間数を第1号技能実習の合計時間数の12分の1とする場合に提出が必要。
46	外部機関との委託契約がある場合は、委託契約書の写し	-	◎	×	×	◎	×	×	同上
47	外部機関（委託機関）の概要を明らかにする書類（パンフレット等）	-	◎	×	×	◎	×	×	同上
48	外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が実施した場合は、技能実習生が履修した科目について当該実施機関が証明する文書	様式自由	◎	×	×	◎	×	×	同上（外国の公私の機関は、1号イのみ）
49	外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が実施した場合は、当該実施機関の概要を明らかにする書類（パンフレット等）	-	◎	×	×	◎	×	×	同上（外国の公私の機関は、1号イのみ）
50	前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類の写し	-	×	◎	◎	×	◎	◎	試験実施機関に対し合否結果の機構への提供に同意している場合は提出不要。
51	優良要件適合申告書（実習実施者）	参考様式第1-24号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	第3号技能実習を行わせようとする場合又は規則第16条第2項（人数枠の拡大）の適用を受けようとする場合に提出が必要。
52	技能実習生の名簿	参考様式第1-25号	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
53	技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し	-	◎	○2	○2	◎	○2	○2	身分事項が確認できる部分の写し ※在留カードの交付を受けている場合は、その写しの提出が必要

(注) 技能実習の区分の欄のうち、

◎印は、必ず提出が必要なもの

○1印は、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

○2印は、過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

△印は、実習先変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの

×印は、提出が不要なもの

※ 技能実習計画の認定基準に関し事業所管大臣が告示で要件を定めた職種に係る技能実習計画の認定申請である場合や、個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、上記以外の資料の提出を求めることがあります。

技能実習計画の認定申請の添付書類一覧

(6-6)

以下、規則第2条第2号、規則第3条第2号、規則第16条第1項第2号に該当するとして申請する場合にのみ必要な書類

番号	必要な書類	様式番号	技能実習の区分						留意事項
			A (1号イ)	B (2号イ)	C (3号イ)	D (1号ロ)	E (2号ロ)	F (3号ロ)	
1	理由書	参考様式第1-26号							<ul style="list-style-type: none"> ・規則第2条第2号に該当するものとして主務大臣から新規又は更新の認定を希望する場合に提出が必要。一度該当すると認定を受けたら、認定の有効期間は、当初認定を受けた技能実習計画に係る認定日から3年間。 ・左欄の2の書類は、技能実習を行わせる理由書（参考様式第1-22号）に併せて記載しても差し支えない。
2	申請者が外国にある事業所から技能実習生を受け入れる理由書	様式自由							
3	外国にある事業所が申請者に技能実習生を派遣する理由書	様式自由							
4	申請者と外国の公私の機関が国際的な業務上の提携等を行っていることを証する書類（取引先、提携先等が分かる書類）として、信用状及び船荷証券（航空貨物運送状を含む。）の写し、業務提携契約書の写しなど	-	○1	○1	○1	×	×	×	
5	外国にある事業所が登記、登録されていることを証する公的な書類	-							
6	外国にある事業所のパンフレット（事業内容、取引先、常勤の職員数などが分かるもの）	-							
7	理由書	参考様式第1-26号							規則第3条第2号に該当するものとして主務大臣から新規又は更新の認定を希望する場合に提出が必要。一度該当すると認定を受けたら、認定の有効期間は、当初認定を受けた技能実習計画に係る認定日から3年間。
8	複数の法人（申請者）が事業上密接な関係を有することを証する書類として、取引先、提携先等が分かる書類の写し、業務提携契約書の写し、会社パンフレットなど	-	○1	○1	○1	○1	○1	○1	
9	理由書	参考様式第1-26号							規則第16条第1項第2号に該当するものとして主務大臣から新規又は更新の認定を希望する場合に提出が必要。一度該当すると認定を受けたら、認定の有効期間は、当初認定を受けた技能実習計画に係る認定日から3年間。
10	主務大臣から認定を受けて特例人数枠で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由							
11	過去に受け入れて帰国した技能実習生の現在の職務内容を明らかにする書類	-	○1	○1	○1	×	×	×	

(注) 技能実習の区分の欄のうち、

◎印は、必ず提出が必要なもの

○1印は、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

○2印は、過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く）がない場合に提出が不要なもの

△印は、実習先変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの

×印は、提出が不要なもの